

三珠町・市川大門町・六郷町



はばたき



▲新しい町の名前が決まり、がっちり握手する3町長

2005年 VOL. 5
平成17年 1月 1日発行

発行：三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会事務局

〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町1785 市川大門町民会館 3階

Tel 055-278-8077 / Fax 055-272-6505 / E-mail nishi-8@amber.plala.or.jp

URL <http://www.town.icikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>



釜無川上空から新町を望む



▲峽南橋上空から新町を望む

新春のごあいさつ

あけましておめでとうございます。
 皆様には、ご健勝にて新年を迎えられたことと存じます。
 いよいよ本年は、長い間の懸案でありました新町のスタートの年です。
 町名をはじめ、新しいまちづくりに寄せられた御厚情に改めて御礼申し上げます。
 申すまでもなく、三町それぞれの歴史と文化があり、愛着があります。それが一つの町となるのですから、本当に大変な作業です。しかし、たとえ小さくても峽南地方と盆地をつなぐ要衝の地にあり、市川高等学校という誇れる核があります。
 どうか、みんなで力を合わせて、若者が住みたくなるような元気な暮らしやすい町を創ろうではありませんか。
 心から新町誕生へのご協力をお願い申し上げます、新年のごあいさつといたします。

三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会
 会長 水上末雄

第5回法定協議会を開催

合併日は
平成17年10月1日

第5回合併協議会が12月13日、三珠町歌舞伎文化公園ふるさと会館で開催されました。

協議会での協議事項は12案件で、「新町の名称」をはじめ、平成17年秋としていた「合併の期日」の詳細な日程や議会議員の定数及び任期の取扱いなどの協議が行われました。

新しい町の名称は、皆さんから寄せられた作品のうちから「市川三郷町」に決定しました。名称の決定までの詳細は5～6ページに掲載してあります。合併の期日については、電算システムの切り替えなどの業務に支障がないことや合併記念日として覚えやすいなどの理由から平成17年10月1日としました。また、総務企画小委員会からは、継続協議となっていました「議会議員の定数及び任期の取扱い」の1項目、民生教育小委員会からは7項目の報告があり、原案のとおり承認されました。



▲第5回合併協議会（12/13三珠町歌舞伎文化公園ふるさと会館）

◎報告第19号 合併協議会委員長の変更について

(敬称略)

町名	委員区分	新委員氏名	旧委員氏名	役職	変更年月日
三珠町	3号委員	有泉 嗣男	八木 勝	議長	平成16年11月11日
三珠町	4号委員	八木 勝	有泉 嗣男	合併特別委員長	平成16年11月11日

協議第10号(再協議)

合併の期日について

承認

調整方針

- 合併の期日は、平成17年10月1日とする。

第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新町の議会議員として在任する。

- 新町の議会議員の定数については、22人とする。

※ 議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、第4回合併協議会から継続して協議をしてきました。

第5回の協議会では、在任特例の適用や一般選挙時の定数22人に対して、反対、賛成の意見がそれぞれ出るなど賛否が分かれました。このため委員24人による無記名の投票となりました。

結果は「在任特例適用」は賛成15、反対9。「一般選挙時の定数22人」は賛成14、反対10でした。

協議会の会議運営規程では、出席委員の3分の2以上の賛成が必要とされていますが、3町長がそれぞれの委員に確認したうえ、多数決とすることで全会が一致しました。

これにより、原案のとおり「在任特例を合併後1年間適用する」と「定数22人」とすることが承認されました。

協議第19号(継続協議)

新町の名称について

承認

調整方針

- 新町の名称は、「いちかわみさとちやう市川三郷町」とする。

協議第50号(継続協議)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

承認

調整方針

- 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項

協議第54号

環境衛生事業の 取扱いについて

承認

調整方針

1. ごみ処理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. し尿処理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 個人設置型合併浄化槽設置費補助制度については、新町における要綱、対象区域に基づき実施する。補助金額については六郷町の例による。
4. 個別浄化槽整備推進事業については、新町において作成する要綱、対象区域に基づき実施する。
5. 火葬業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ

施する。百歳祝金については、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度については、新町で調整する。

協議第58号

保育事業の取扱い について

承認

調整方針

1. 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 保育料は、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度より国の基準及び3町の現行の保育料を勘案して統一を図る。

協議第55号

介護保険の取扱い について

承認

調整方針

1. 介護保険料については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は介護保険事業計画に基づき保険料を算定し、統一を図る。
2. 軽減措置は市川大門町の例による。

協議第59号

保健事業の取扱い について

承認

調整方針

1. 健康づくり大会(まつり)については新町において統合実施し、内容は新町において統一し、調整する。
2. 乳幼児医療費助成事業の一部負担金は県の要綱に準じ、統一を図る。
3. 健康診査・各種検診については、住民サービスの向上を基本として新町において調整する。個人負担金については合併年度より国の費用徴収基準及び現行の個人負担金を勘案して統一する。
4. 各種予防接種については、予防接種法に基づき医療機関の協力を得ながら、個別接種の方向で調整する。
5. 共同作業所については、現行の水準を維持し、新町において一層の支援体制の強化を図る。

協議第56号

障害者福祉の取扱い について

承認

調整方針

1. 国・県の制度については、現行のまま新町に引き継ぐ。
1. 心身障害児福祉手当は、市川大門町の例により実施する。
3. 心身障害者福祉手当は、新町において内容を精査し、実施する。

協議第60号

病院・診療所の取扱い について

承認

調整方針

1. 市川大門町立病院、三珠町営国民健康保健診療所、市川大門町立山保診療所及び市川大門町立病院併設介護老人保健施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 病院・診療所・介護老人保健施設の手数料・利用料については、市川大門町の例による。
3. 訪問看護ステーション事業については現行のとおり新町に引き継ぐ。

協議第57号

高齢者福祉の取扱い について

承認

調整方針

1. 介護慰労金の対象範囲は、県の基準に合わせ、手当額は介護保険サービスの利用の状況により2段階とする。
2. 敬老祝金は、市川大門町の例により実

市川三郷町

に決まりました。

新しい町の名前が「市川三郷町」に決まりました。

名称は、三珠町、市川大門町及び六郷町にお住まいの小学生以上の皆さんから2,706件の応募をいただきました。有効2,625件、名前の種類で876種が寄せられました。ご協力ありがとうございました。この中から「新町名称候補選定小委員会」において8点に絞込み、第5回合併協議会で委員24人の投票により決定しました。名称決定までの経過をお知らせします。

公 募

三珠町、市川大門町、
六郷町在住の小学生
以上の方
平成16年11月20日(土)
～12月3日(金)

1 応募件数

総数 2,706件、 有効2,625件

(1)有効・無効別

区 分	件 数	構成比
有 効	2,625	97.01%
無 効	81	2.99%
総 計	2,706	100.00%

(2)地域別

区 分	件 数	構成比
三 珠 町	549	20.91%
市川大門町	1,517	57.79%
六 郷 町	559	21.30%
総 計	2,625	100.00%

2006年11月20日～12月3日「新町名称候補選定小委員会」にて投票、市民の総意を



▲多くの応募、ありがとうございました。

(2)地域別

区 分	件 数	構成比
6～9歳	84	3.20%
10～19歳	261	9.94%
20～29歳	187	7.12%
30～39歳	224	8.53%
40～49歳	287	10.93%
50～59歳	412	15.70%
60～69歳	438	16.69%
70～79歳	506	19.28%
80歳以上	226	8.61%
総計	2,625	100.00%

応募の多かった作品を紹介します(ほか844種の作品がありました)。

市 川 町	いちかわちょう	市川三郷町	いちかわみさとまち
富 士 川 町	ふじかわちょう	い ち かわ 町	いちかわちょう
峡 南 町	きょうなんちょう	三 里 町	みさとちょう
市川三郷町	いちかわみさとちょう	美 郷 町	みさとちょう
神 明 町	しんめいちょう	さ くら 町	さくらちょう
三 郷 町	みさとちょう	ふ じ かわ 町	ふじかわちょう
大 門 町	だいもんちょう	り ん だ う 町	りんどうちょう
西 八 代 町	にしやつしろちょう	や ま な み 町	やまなみちょう
甲 南 町	こうなんちょう	源 氏 町	げんじちょう
美 里 町	みさとちょう	甲斐源氏町	かいげんじちょう
三郷大門町	みさとだいもんちょう	甲斐富士川町	かいふじかわちょう
甲斐市川町	かいいちかわちょう	歌 舞 伎 町	かぶきちょう
平 成 町	へいせいちょう	河 内 町	かわうちまち
市川三郷町	いちかわさんごうちょう	蛾 眉 町	がびちょう
み さ と 町	みさとちょう	市 川 町	いちかわまち
三 郷 川 町	みさとがわちょう	西 八 町	せいちはちょう

新町名称候補 選定小委員会

3町の町長、議長、学職
委員1名ずつ、計9名で
構成。

10件の中から候補名を絞り込む。

合併協議会

委員24人による投票。



▲新しい名称を手笑顔の
3町長

新町名称候補選定小委員会では、有効2,625件、876種の作品のなかから8点に絞り込みました。名称候補選定にあたっては、個々の名称の応募数に関わりなく選定されました。小委員会で選定した8点は次のとおりです。

名称候補名（五十音順）

市川町	（いちかわちょう）
市川みさと町	（いちかわみさとちょう）
市川三郷町	（いちかわみさとちょう）
甲斐市川町	（かいいちかわちょう）
峡南新町	（きょうなんしんちょう）
西八代町	（にしやつしろちょう）
みさと町	（みさとちょう）
美郷町	（みさとちょう）

第5回合併協議会において「新町名称候補選定小委員会」での協議経過と絞り込んだ8点の候補名が報告されました。

続いて、委員24人による投票が行われました。

結果は、「市川三郷町」が15票、「みさと町」が9票でした。

名称の決定については、第4回合併協議会で「最高得票をもって『新町の名称』とする」ことが既に決定されており、最高得票の「市川三郷町」とすることが全会一致で承認されました。

投票結果

市川三郷町	（いちかわみさとちょう）	15票
みさと町	（みさとちょう）	9票

市川三郷町（いちかわみさとちょう）

に決定しました。

平成17年10月1日、新しいまち
「市川三郷町」が誕生します。

小委員会及び合併協議会での協議状況

○承認		△継続協議		平成16年12月13日現在	
協 定 項 目		小委員会	協議会		
1	合併の方式		○		
2	合併の期日		○		
3	新町の名称		○		
4	新町の事務所の位置		○		
5	財産及び債務の取扱い	○	○		
6	地域審議会の取扱い				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○		
8	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	○	○		
9	地方税の取扱い	○	○		
10	一般職の取扱い	○	○		
11	財産区及び財産管理会の取扱い	○	○		
12	行政連絡員制度及び行政区の取扱い				
13	行政組織の取扱い				
14	特別職の取扱い				
15	一部事務組合の取扱い	○	○		
16	公共的団体の取扱い	○	○		
17	字の区域及び名称の取扱い				
18	各種団体への補助金の取扱い	○	○		
19	使用料及び手数料の取扱い(ただし、保育料、水道料、下水道料は含まない。)	○	○		
20	消防団の取扱い	○	○		
21	慣行の取扱い	○	○		
22	国民健康保険の取扱い	○	○		
23	介護保険の取扱い	○	○		
24	24-1 指定金融機関の取扱い				
	24-2 防災の取扱い				
	24-3 姉妹都市の取扱い	○	○		
	24-4 イベントの取扱い	○	○		
	24-5 その他の税事業の取扱い	○	○		
	24-6 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱い	○	○		
	24-7 窓口業務の取扱い	○	○		
	24-8 社会福祉の取扱い				
	24-9 障害者福祉の取扱い	○	○		
各種事務事業の取扱い	24-10 高齢者福祉の取扱い	○	○		
	24-11 児童福祉の取扱い				
	24-12 保育事業の取扱い	○	○		
	24-13 環境衛生事業の取扱い	○	○		
	24-14 保健事業の取扱い	○	○		
	24-15 病院・診療所の取扱い	○	○		
	24-16 農林土木事業の取扱い	○	○		
	24-17 農林業振興事業の取扱い	○	○		
	24-18 商工観光事業の取扱い	○	○		
	24-19 温泉施設の取扱い	○	○		
	24-20 建設事業の取扱い	○	○		
	24-21 公営住宅の取扱い	○	○		
	24-22 上水道事業の取扱い	○	○		
	24-23 下水道事業の取扱い	○	○		
	24-24 学校教育の取扱い	○	○		
	24-25 給食業務の取扱い	○	○		
	24-26 社会教育の取扱い	○	○		
	24-27 公民館の取扱い	○	○		
	24-28 文化財及び芸術の取扱い	○	○		
	24-29 社会体育の取扱い	○	○		
25	新町建設計画				

※具体的な調整方針は、協議会だよりの各号の協議会報告をご覧ください。



「合併協定調印式」とは？



合併協議会で協議・確認された協定項目（合併の方式や期日等）が記載された「合併協定書」を3町長が、地方公共団体の長として確認し、署名押印を行うものです。

合併調印式後、各町長は合併協定書をもとにした、合併関連議案を各町議会に提出します。各町議会において議案が可決された後、山梨県知事へ市町村合併に関する申請を行うこととなります。

三珠町・市川大門町・六郷町の横顔

町名	人口	世帯
三珠町	4,189人	1,335世帯
市川大門町	10,637人	3,614世帯
六郷町	3,977人	1,362世帯
合計	18,803人	6,311世帯

※人口・世帯は12月1日現在の住民基本台帳による。

協議第61号

合併協議会 会計補正予算について

承認

◆歳入 (単位：千円)

項目	補正前の額	補正額	計	備考
負担金	15,000	0	15,000	
県支出金	8,000	10,000	18,000	山梨県合併まちづくり総合事業費補助金
諸収入	12,393	0	12,393	
合計	35,393	10,000	45,393	

◆歳出 (単位：千円)

項目	補正前の額	補正額	計	備考
総務費	3,882	0	3,882	
事業費	31,273	10,000	41,273	防災行政無線統合計画、新町事務所移転等計画策定業務委託
予備費	238	0	238	
合計	35,393	10,000	45,393	

合併協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付けをお願いします。希望者が30人を超える場合は、抽選となります。

会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議録や会議に提出された資料や文書等は協議会事務局で閲覧することができます。閲覧時間は月曜日から金曜日までの開庁日、午前8時30分から午後5時までです。ホームページでもご覧になれます。

あとがき

新年あけましておめでとうございます。

今年、三珠町、市川大門町及び六郷町が合併して、新しいまち「市川三郷町」の誕生する記念すべき年です。合併に関する協定項目も数項目となり、合併調印も目前に迫ってきました。合併に関することは、10月1日の合併の日まで、これからも「はばたき」やホームページでお知らせします。

本年もよろしくお祈りします。

事務局